

阿賀野市告示第 1 2 8 号

告示の訂正

令和 6 年 3 月 3 1 日付け阿賀野市条例第 2 2 号で行った告示の一部について、下記のとおり訂正する。

令和 6 年 6 月 2 0 日

阿賀野市長 加 藤 博 幸

記

1 告示した文書及び訂正内容

阿賀野市税条例の一部を改正する条例（令和 6 年阿賀野市条例第 2 2 号）

＜ 1 1 枚目 ＞	正	＜ 1 1 枚目 ＞	誤
	(略)		(略)
	(施行期日)		(施行期日)
	第 1 条 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。		第 1 条 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
	(1) 第 5 6 条の改正規定 令和 7 年 4 月 1 日		(1) 第 5 6 条の改正規定 令和 7 年 4 月 1 日
	(2) 第 3 4 条の 7 第 1 項の改正規定、附則第 4 条の 2 を削る改正規定及び次条の規定 公益信託に関する法律（ <u>令和 6 年法律第 3 0 号</u> ）の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日		(2) 第 3 4 条の 7 第 1 項の改正規定、附則第 4 条の 2 を削る改正規定及び次条の規定 公益信託に関する法律（ <u>令和 6 年法律第 号</u> ）の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日
	(市民税に関する経過措置)		(市民税に関する経過措置)
	第 2 条 所得税法等の一部を改正する法律（ <u>令和 6 年法律第 8 号</u> ）附則第 3 条第 1 項の規定の適用がある場合における前条第 2 号に掲げる規定による改正後の阿賀野市税条例第 3 4 条の 7 第 1 項（第 1 0 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第 1 0 号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（ <u>令和 6 年法律第 8 号</u> ）附則第 3 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するも		第 2 条 所得税法等の一部を改正する法律（ <u>令和 6 年法律第 号</u> ）附則第 3 条第 1 項の規定の適用がある場合における前条第 2 号に掲げる規定による改正後の阿賀野市税条例第 3 4 条の 7 第 1 項（第 1 0 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第 1 0 号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（ <u>令和 6 年法律第 号</u> ）附則第 3 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するも

のとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)」とする。 (固定資産税に関する経過措置) 第3条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の阿賀野市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。 2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項及び第4項において「旧法」という。)附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。 (略)	のとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)」とする。 (固定資産税に関する経過措置) 第3条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の阿賀野市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。 2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第 号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項及び第4項において「旧法」という。)附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。 (略)
--	--

2 告示した期間 令和6年3月31日から令和6年4月9日まで